



保険料

用語解説
 ほけんりょう
保険料
 健康保険組合の主な収入。
 被保険者と会社が共同で
 納める。

保険料は、被保険者の月収や賞与の額と健康保険組合が定める保険料率によって決まり、**被保険者と会社が負担**します。保険料率は健康保険組合の財政状況によって毎年度見直されます。



月収が上がると
**保険料も
 変わるの？**

保険料に関する手続き

産前産後休業・育児休業中は、被保険者の申し出にもとづき会社が「**産前産後休業取得者申出書**」・「**育児休業等取得者申出書**」を提出することで、保険料が免除されます。

保険料の納付方法と決まり方

- 月々の給与と賞与から納める（給与・賞与から天引き）
- 被保険者と会社で共同負担
- おおまかな給与額や賞与額（標準報酬月額・標準賞与額）に「保険料率」をかけて算出
- 保険料率と被保険者・会社の負担割合は、健康保険組合が毎年度決定する
- 標準報酬月額は、58,000円～1,390,000円の全50等級
 （例えば給与額が305,000円の場合は、22等級・300,000円）
- 標準賞与額は、賞与の1,000円未満を切り捨てた額
 （例えば賞与額が518,600円の場合は、518,000円）
 *年間573万円が上限となります。

保険料が変更になるとき

- ・ 保険料率が変更になったとき（毎年度見直し）
- ・ 4～6月の報酬の平均額をもとにした標準報酬月額が変更になったとき（毎年見直し）
- ・ 昇給などにより給与が大幅に変わったとき
- ・ 産前産後休業や育児休業の前後で給与に変更があったときなど



Q&A



健康保険料の他にも介護保険料や子ども・子育て支援金が天引きされると聞きましたが…？



「健康保険料」は健康保険組合の運営のために納めていただきますが、「**介護保険料**」や「**子ども・子育て支援金**」は、健康保険組合がそれぞれ自治体や国に代わって徴収するもので、健康保険組合の運営のためには使うことができません。



■ 保険料の種類

保険料		用途	保険料率（事業主・被保険者）
健康保険料	一般保険料	基本保険料 健康保険組合の保険給付や保健事業	●● (●●・●●) 1,000 (1,000・1,000)
		特定保険料 高齢者医療制度への拠出金	●● (●●・●●) 1,000 (1,000・1,000)
	調整保険料	全国の健康保険組合が共同で行う交付金事業の財源	*うち調整保険料率 ●● 1,000
介護保険料		介護保険制度を運営する自治体に代わって徴収	●● (●●・●●) 1,000 (1,000・1,000)
子ども・子育て支援金		少子化対策の財源のために国に代わって徴収	2,3 (1,15・1,15) 1,000 (1,000・1,000)

*介護保険料は、40歳以上65歳未満の被保険者から徴収します。 *子ども・子育て支援金は、2026年度からの制度で、4月分(5月の給料から天引き)から納付します。